

予定価格事後公表実施要領

平成26年4月21日制定

令和7年4月1日最終改正

1 目的

山口県が発注する建設工事及び業務委託（工事関係）（以下「建設工事等」という。）において、入札・契約制度の適正な競争性の確保を図るため、入札後に行う予定価格の公表の方法等について、必要な事項を定める。

2 対象

競争入札に付する建設工事等を対象とする。

3 予定価格の取扱い

(1) 予定価格の決定

契約担当者は、入札書の提出期間の末日の翌日から開札日の前日までの日数を、原則連続する3日（山口県の休日に関する条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）以内で定め、その間に予定価格を決定する。

(2) 公表の方法

入札執行機関の長は、落札決定後、入札経緯及び入札結果の公表に併せて、予定価格を公表する。

なお、公表の方法はインターネットを利用して閲覧に供する方法、または閲覧場所を設け、閲覧に供する文書を備え、閲覧に供する方法とする。

4 再度入札

(1) 再度入札となる場合

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で、落札者となる入札がなかった場合は、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は2回までとする。

(2) 再度入札の参加者

再度入札は、前回の入札の参加者に限り参加することができる。ただし、前回の入札において、無効入札とされた者又は最低制限価格制度若しくは低入札価格調査制度を適用した場合で落札者となれないとされた者は、再度入札に参加することができない。

5 入札執行時の留意事項

入札執行機関の長は、開札時、入札参加者（電子入札システムにより入札書を提出した者にあつては、立会いを希望する者に限る。）及び当該入札事務に関係のない職員の立会いのもと、提出された入札書が封印されたままであったことを確認したのち、封筒を開封する。

附 則

この要領は、平成26年5月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日以降予定価格を公表するものから適用する。